

□ 今月のことば □



常議員会ストロール

常議員会議長 高橋 三雄



皆様、このストロール解りました？ 解った方は英語達者。

わからない？ それは平均。

それではストロール（散策）に出かけましょう。

序

平成 13 年 12 月 7 日付で平成 13 年度第 3 回常議員会決議通知が会員に頒布されました。

ここで正副会長会から審議委嘱を受けていた「新制度下に於ける常議員会のあり方」についての常議員会の審議の結果が出ましたので、これについて少しく説明させて頂き、今後の常議員会の活動について考えてみたいと存じます。

職務権限

昨年の日本弁理士会会則改定に際して、常議員会の有する二面性、即ち審議機関と監査機関と言う相反する機能面を有する機関としての矛盾点を改善するため、監査機能を分離させて監事会が独立機関として新設されました。これにより常議員会は審議機関として行く大枠の方針は決められたわけであるが、審議機関としてやることは何であるかまで定められた訳ではない。

確かに、常議員会の職務として、日本弁理士会則第 78 条に規定する如く

- 一 項 1. 正副会長会からの委嘱事項の審議
- 2. 正副会長会提出の会規、常議員会において必要と認めた会規の制定、改正または廃止
- 3. 委員会の設置
- 4. 予算外支出又は予算超過支出の審議
- 二 項 審議委嘱事項の審議についての必要事項の説明の請求
- 三 項 正副会長会に対する意見の提出

が定められている。

これらについての審議とは何であるか。

例えば、正副会長会からの委嘱事項についての審議とは、与えられた課題についての審議であって、日本弁理士会の他の各種委員会の審議とは如何に異なるか。

確かに委嘱されるべき審議課題は、目的的に構成される各種委員会との違いは出るかも知れぬが、その差異はそれほど大きなものではないのではないか。

ここ数年の常議員会への審議依頼事項は、調整委員会、第一、第二委員会に対して、支部費のあり方について、会員の処分及び公表のあり方について、弁理士倫理の会則への取込みについて、知的財産権関連以外の社会的支援を行う組織を弁理士会に設けることについて、常議員制度に関して、監査権限と審議権限とを分離する制度の是非、常議員数の適正化について、支部の諸問題について、会務監査運用要綱及び細則の検討等が挙げられている。

ここには当然大きな政策マターもあるが、常議員会でなければならぬことは少ないのではないかと。各種委員会の審議事項とそれほど大きな差異を設けることが出来ないのであれば、大変なエネルギーを使って選挙までして役員としての常議員を選出するだけの価値があるのか。

勿論、昨年までは、総会前置としての常議員会の決議が前提であったので、そちらに重点があり、これらの審議依頼事項は余技的なものであったかもしれない点は考慮されるべきかも知れない。

この点について述べれば、従来常議員会の審議は、総会マターの審議に多くの労力が集中的に使われ、他の審議をこなす余裕は少なかったと同情的に見ることは出来る。

然し、今年度からは事情は変わったのである。

場合によって異なるかも知れぬが、総会議題は常議員会の審議、決議を経ることなく、正副会長会から総会直通になる事もあり得るのである。要するに審議委嘱事項は正副会長会の意思の判然と出る場となるのである。正副会長会の資質乃至はスケールの問われる処となる。

常議員の意識

常議員会内において、常議員会のあり方について議論をした中で、正副会長会に対する積極的提言を行うこと、特に常議員会は正副会長会と会員、特に世代間の差、若い人、無会派層（ノンポリ）、企業内弁理士の間であって、その人々の意見を聞き、逆に意見を伝え、夫々の意思を会務に反映させる役割の重要性を重視する声が多かった。

又、弁理士会務の内向きの面だけでなく、政治的側面のある部分についても提言してもよい。

更に、会員の意見収集についても電話やアンケート等の常議員の積極的展開を提言、又2年任期の半数交替の特質を生かして継続性を活用すべしとの提言があった。

これらの論議の末、前記決議をなしたのである。

これについて、「常議員会のあり方」として常議員会決議においては、「中長期的な視点から正副会長会に対し、建設的な政策提言を行う機関である」と位置づけている。

これは前記の常議員会の職務権限と離れて考えられるものではなく、その職務権限履行の前提としての基本姿勢と捉えるべきものである。

前記の正副会長会からの委嘱事項の審議にしても、会規の制定、改正又は廃止にしても、この基本姿勢に則って行われるのが当然である。

常議員会の姿勢

常議員会として、正副会長会からの委嘱事項を先ず第一に考えるのは当然であり、正副会長会の会務の執行に資することが大前提となることは言うまでもない。然し、前記の常議員会における議論にもあるように、更には前記日本弁理士会則にも規定するように、審議すべき課題の決定には

正副会長会からの審議委嘱若しくは諮問と並び

常議員自ら課題を決定

することもあるのであり、広い視野に立ち、積極的な提言をなすことが謳われている。

この常議員会のあり方、及びその活動については、必ずしも充分とは言えるものではなかったが、正副会長会とのやり取りも行ない、大方の了解は得られたと思う。

これに関して、会則第76条において、常議員会は、正副会長会又は議長が招集するとして議長だけの常議員会の招集を規定している。これは、旧会則において第58条は常議員会は理事これを召集すべし、但し従属の常議員会は議長これを召集すべしと規定し、第2項においては常議員会議長は常議員会の決議を持って理事に意見を提出する場合及び総会召集の請求をなすための決議を経る場合に限り、自ら常議員会を召集することを得としている。従って、常議員会（議長名で）自ら召集することは制限されていたのである。

これに対し、新会則においては、議長は何等の制約なしの召集が規定されている。

以上の各点から常議員会は、自ら会を召集し、会の事業（会則3条の規定）についても自らの意見を正副会長会に提出することが出来ることは理解されよう。今度は常議員各人の資質乃至見識が問われるのである。

ここにおいて始めて常議員会の審議の実体が浮かび上がってきたのではないだろうか。

具体的行動

まず、審議を行うためのバックボーン的确立である。各常議員は選挙を経て、夫々100人前後の支持者を得て常議員になったのであり、支持者との交流は当然深いのであり、その会員の声を直接に反映させ得る立場にある。

更にこれを基に行われる常議員会での審議は、実のあるものとなり、会員の多くが論議に直接参加する方式と捉えられる。

又、常議員会としても、各常議員の前記の如き情報収集の他に各会員からの声を受け入れるシステムの構築、例えば常設の窓口、E-mail、FAX 受付け等を整備すること、これらを整理、評価し、提言に結びつける作業システムの整備等の努力が必要である。

ここで最も重要なことは、各常議員の会員の代表者として又役員としての自覚であると思う。

今年度において、去る12月7日新当選者に御集まり戴き、2時間余りオリエンテーションを行った。

小池会長、川久保副会長、細井選挙管理委員長列席の下、新常議員20名中14名出席

1. 小池会長挨拶
2. 細井選挙管理委員長より当選証書授与
3. 高橋議長、三沢第一委員会委員長、清水第二委員会委員長

オリエンテーション(テキスト、常議員ハンドブック)

次いで、新常議員と次期正副会長会との交流(意見交換)を実施したい。

又、本年度は、日本弁理士会会則改正に伴い、常議員ハンドブックも大幅に改定したが、前記常議員会決議と平行審議したので、これらの審議内容も盛り込むことが出来た。

この日本弁理士会の大きな変動に、常議員会の確たる路線の施策画定に資することが出来たのかどうか甚だ心もとないが、続く方々の御活躍に期待致しましょう。

「工業所有権法規沿革」IV・V巻 発行のご案内

特許庁監修・日本弁理士会発行

「工業所有権法規沿革」について、明治4～平成6年にひきつづき、今回、平成7～12年分が完成しました。下記の方法で販売しますので、お申し込み願います。いずれもセット販売に限ります。

- ～ 巻(明治4～平成6年) 30,000円(送料込) + 消費税1,500円
- ・ 巻(平成7～12年) 22,000円(送料込) + 消費税1,100円

申込先: 日本弁理士会 西田宛 FAX: 03-3581-0188

e-mail: XLL02710@nifty.com